

みぞのくち市税事務所こすぎ市税分室職員衛生委員会要綱

平成 23 年 12 月 5 日
23 川財みこ第 59 号
財 政 局 長 決 裁

(設置)

第 1 条 みぞのくち市税事務所こすぎ市税分室職員の労働衛生に関する事項を調査審議し、衛生管理の円滑な推進を図るため、川崎市職員安全衛生管理規則（平成 18 年川崎市規則第 27 号）第 9 条の規定に基づきみぞのくち市税事務所こすぎ市税分室職員衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所管事務)

第 2 条 委員会は、次の事項について調査審議し、局長に意見を述べるものとする。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事。
- (3) 公務災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関する事。
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、職員の健康障害の防止に関する重要事項。

(組織)

第 3 条 委員会は、別表に定める委員をもって構成する。

- 2 委員会に委員長 1 名及び副委員長 1 名を置き、委員長には分室長、副委員長には川崎市職員労働組合財政支部長が組合側委員の中から指名する者をもって充てる。
- 3 委員の半数は、組合選出執行委員及び川崎市職員労働組合財政支部長の推薦する者とする。

(委員の任期)

第 4 条 委員会の委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 任期の途中で委員に欠員が生じた場合には、新たな委員を補充し、その者の任期

は前任者の残任期間とする。

(委員長の職務)

第5条 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。委員の3分の1以上の請求があるときについても同様とする。

(定足数)

第7条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(参考人の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは委員会に参考人として関係職員等の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。

(書記)

第9条 委員会に書記1人を置き、みぞのくち市税事務所こすぎ市税分室職員のうちから委員長が指名するものを充てる。

2 書記は委員会の事務に従事する。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は管理担当に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則 この要綱は、平成23年12月5日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年12月10日から施行する。

別表 (第3条関係)

みぞのくち市税事務所こすぎ市税分室長

資産税担当課長

納税担当課長

市民税担当選出執行委員

資産税担当選出執行委員

納税担当選出執行委員

川崎市職員労働組合財政支部長の推薦する者

衛生管理者